

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

妊婦健康診査費用補助券が 助産所でも使用できます

本市では、母子ともに安全な出産のために、また妊娠中の健康管理の充実を目的に、妊婦健康診査費用補助券（4,700円×5回分）を病院・診療所で使用できることとしてきました。

しかし、近年、産科医師の不足等により、分娩を取り扱う医療機関が減少しており、一方では、助産所の役割への期待が高まっています。

そこで、助産所で分娩する妊婦の利便性を図るため、助産所でも受診費用の補助が受けられるように変更します。

1 対象とする助産所

- ・みやした助産院 南区三春台 126
- ・山本助産院 金沢区六浦 2-14-12
- ・みどり助産院 緑区三保町 2242
- ・助産院バースあおば 青葉区鴨志田町 509-1 中谷都第3ビル1階
- ・豊倉助産院 泉区緑園 2-19-24

以上の、分娩を取り扱っており、医療法の基準を満たしている市内の助産所（嘱託医及び嘱託医療機関を設置している助産所）

2 使用開始日

平成20年10月1日（水）